

## ※原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」から抜粋

### ①服用量

安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量（1回分）を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。

表 安定ヨウ素剤の適切な服用量（1回分）

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上 3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸

生後1か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1包、生後1か月以上3歳未満の者はゼリー剤(16.3mg)2包又はゼリー剤(32.5mg)1包を服用する。

3歳以上13歳未満の者は丸剤1丸、13歳以上の者については2丸を服用することとする。7歳以上13歳未満の者はおおむね小学生に、13歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学1～6年生に対しては丸剤1丸、中学生以上に対しては丸剤2丸を配布することが適当である。

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者はヨウ化カリウム50mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤  
参考までに、WHO ガイドライン 2017年版においては安定ヨウ素剤の適切な服用量（1回分）は、ヨウ素量として3歳～12歳までは50mg、12歳を超えると100mgとされているが、表に示されたヨウ素量で十分な効能又は効果が得られることは過去の文献からも明らかである<sup>[9]</sup>。

なお、消毒液やうがい薬として市販されているヨウ素含有医薬品は経口摂取時の安全性が確認されておらず、ヨウ素含有量が高い食品については消化吸収等に時間を要する<sup>[10]</sup>ことから、原子力災害時の防護措置として、安定ヨウ素剤の代わりにヨウ素含有医薬品及び食品で摂取することは不適切である（検討会資料1）。